

## 令和8・9年度 和歌山県建設工事入札参加資格審査申請 定期受付の実施（県内建設業者対象）

和歌山県が発注する建設工事の入札参加を希望する県内建設業者を対象とした令和8・9年度の入札参加資格申請の定期受付について、以下のとおり実施しますのでお知らせします。

### 1 受付期間

令和8年1月7日（水）から令和8年2月3日（火）まで

### 2 認定期間

令和8年6月1日から令和10年5月31日までの **2年間**

### 3 受付方法

主たる営業所を管轄する各振興局建設部又は海南工事事務所まで、申請書を持参又は郵送してください。（郵送の場合には受付期間中**必着**です。）

### 4 申請の手引き・申請書の入手方法

技術調査課ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/d00221122.html>

### 5 その他

令和6・7年度からの入札参加資格審査制度の改正事項は別紙のとおりです。

#### <連絡先>

和歌山県県土整備部

きたの ごま

県土整備政策局技術調査課 建設業班 北野・胡麻

TEL : 073-441-3064（直通）

e-mail : e0811004@pref.wakayama.lg.jp

## 令和8・9年度入札参加資格（県内建設業）審査制度の改正について

## ① 「労働安全衛生法関係資格者数」を、「建設キャリアアップシステム登録者数」に一本化

改正前	労働安全衛生法関係資格者又は一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステム登録者を常勤で雇用している人数 1名につき2点の加点（上限10名）
改正後	一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステム登録者を常勤で雇用している人数 1名につき2点の加点（上限10名） ※令和8・9年度から資格認定期間中の点数見直し（定期再算定）の対象とする。

建設キャリアアップシステムの普及促進のため、令和4・5年度から労働安全衛生法関係資格者と建設キャリアアップシステム登録者を並行して加点していました。

令和4・5年度の基準施行時より周知のとおり、将来的に建設キャリアアップシステム登録者数に一本化することを見据えた取扱いでしたが、令和8・9年度から、加点対象を「建設キャリアアップシステム登録者」のみとし、建設キャリアアップシステム登録者を常勤で雇用している場合について加点の対象とします。

なお、労働安全衛生法関係資格者と建設キャリアアップシステム登録者数は再算定の対象外としておりましたが、令和8・9年度から**加点の再算定の対象とします。**

**※減点の再算定申請は対象外のままです。**

## ② IS09000 及び 14000 の加点対象の拡大

改正前	和歌山県内・県外問わず、届け出ているすべての営業所が認証範囲に含まれていること。
改正後	届け出ている和歌山県内にあるすべての営業所が認証範囲に含まれていること。

## ③ 災害時重機・資材申請手続きの効率化

改正前	<b>【提出書類】</b> ・様式 第9号の1 確約書 ・様式 第9号の2 災害時等対応重機調書 ・様式 第9号の3 運転者調書 ・様式 第9号の4 (その1) 災害時対応仮設資材調書 ・様式 第9号の4 (その2) 災害時対応仮設資材調書（H形鋼：写真） ・様式 第9号の4 (その3) 災害時対応仮設資材調書（鋼矢板：写真） +それぞれの様式に記載の添付資料（車検証の写し、特定自主検査記録表の写し、資材の写真等）
改正後	<b>【提出書類】</b> ・様式 第9号の1 確約書兼誓約書 ・様式 第9号の2 災害時等対応重機 <b>及び</b> 運転者調書 ・様式 第9号の3 災害時対応仮設資材調書

重機又は資材の所有について、添付資料を提出することに代えて、誓約書を提出していただくこととしました。

なお、重機・資材について事実に基づかない加点を受けていたことが判明し特に悪質な場合には、180日間のランクダウンとなりますのでご注意ください。

**※バックハウ等のバケット容量やダンプの積載重量、資材の規格等の要件に変更はありません。**